

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（１）

年 月 日

相 談 者	① 会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他())	
	② 担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：	
	③ 電話 - -	④ F A X - -
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)	
	⑥ 輸 出 輸 入	⑦ 申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名 (港)：
貨 物	⑧ 取引量： トン (コンテナ 本、フレコン 袋、バラ積)	
	⑨ 相手国： (締約国 ・ O E C D ・ 非締約国)	
	⑩ 過去の輸出入実績： 新 規 ・ 実績有り 実績有りの場合はその内容 (時期、品目、数量)：	
	⑪ 品目内容 (全ての品目の具体的な製品名、数量、貨物の形態)： <small>※プラスチック類の場合は、バーゼル法規制に係る事前相談書 (廃プラスチック類の概要説明書) を併せて提出してください。</small>	
	⑫ 発生元 (本貨物の第一次発生元、例えば、〇〇工場、〇〇商事)：	
	⑬ 国内収集経路 (輸出の場合のみ記入。発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。)：	
	⑭ 1) 廃棄物処理法上の「廃棄物」の判断： 該 当 ・ 非該当 2) 1) の根拠： <small>※廃棄物処理法上の廃棄物の該非については、本事前相談で受け付けておりません。 ※相談者で「該当」と判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所に ご相談ください。</small>	
	⑮ 取引の目的 (輸出入後の用途)：	
	⑯ 輸出入後の処理作業の方法：	
	⑰ 輸出入後の処理作業の場所 (事業者名、住所)：	
⑱ 輸出先国でバーゼル条約以外のライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無 ライセンス名 (種類等)：		

	<p>⑱貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい いいえ</p> <p>・ 今回の輸出で輸出する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。）</p> <p>（以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします）</p> <p>・ 使用済み家電の混入は無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・ スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
	<p>⑳事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">同意</p> <p>・ 提出頂いた書類は、行政文書として5年間保管させていただきますので御了承願います。 <input type="checkbox"/></p>
	<p>㉑1)～4)については事前相談書とともに提出してください。 5)～8)については必要に応じて提出して頂くことがあります。 1)インボイス、2)輸出入契約書、3)国内取引伝票（請求書、領収書等）、4)貨物全体の写真 5)成分分析表、6)分析サンプルの写真、7)企業概要、8)その他：</p>

注) 本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。（電話）044-288-4941
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）

(記入要領)

1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。
また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印してください。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入してください。

2. 貨物の欄

- (1) ⑥輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑦～⑨の欄に申告予定税関名(港)、申告の予定日、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪品目内容の欄には、全ての品目の具体的な製品名ごとに数量及び貨物の形態を記入してください。また、プラスチック類の場合は、バーゼル法規制に係る事前相談書（廃プラスチック類の概要説明書）を併せて提出してください。
- (4) ⑫発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（〇〇工場、〇〇商事等）を記入してください。
- (5) ⑬国内収集経路の欄には、輸出の場合のみ、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。輸入の場合は記入不要です。
- (6) ⑮取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するかを具体的に記入してください。
- (7) ⑯輸出入後の処理作業の方法の欄には、前記(6)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。
- (8) ⑰輸出入後の処理作業の場所の欄には、前記(7)の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。
- (9) ⑱輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）をも添付してください。